

## 京都府商工団体連合会第54回定期総会

### 「私たちの要求」京都版

#### 一、中小業者の経営振興と人間復権の社会実現をめざす基本要

①2014年成立した「小企業振興基本法」に基づき、また、全商連「日本版・小企業憲章(案)」の提案を生かし、京都府の中小企業施策の抜本的転換を図ること。小企業・家族経営の倒産・廃業が激増する異常な事態を直視して、小企業・家族経営の発展に尽くした蜷川府政における画期的な中小企業施策を検証し、発展させること。小企業・家族経営に対する府民の正当な評価を広げ、小企業・家族経営の経営環境を改善すること。

中小企業・業者を地域づくり・地域経済にとってもっとも頼りになる主体と位置づける公の宣言となり、継続的で系統的な中小企業施策をすすめるために京都府・各市町村において「中小企業振興条例」を制定すること。「中小企業振興条例」をもとに、地域経済の再生・発展、あんしんして住み続けられる地域づくりをめざして、旧振興局単位に中小企業団体、商工会、金融機関、労働団体、住民団体、大学などの研究機関の参加で「地域経済振興会議」(仮称)を組織し、市町村の協力を得て、地域にあった地域経済振興策を制定すること。中小企業・業者に対する施策充実のため、京都府・市町村自治体の商工関連担当部局の設置、体制拡充と予算を大幅に増加すること。

②東日本大震災からの復興には、被災者の生活再建と地域社会の再建を最優先で復興計画をつくること。京都府と府下自治体は、被災者支援・復興に継続して取り組み、住民への協力を呼びかけること。

高浜原発の再稼働を許さず、原子力政策を根本的に見直し原発から撤退すること。原子力依存から再生可能エネルギー中心へエネルギー政策を根本的に転換すること。原発関連業者の仕事・雇用対策に国・自治体が責任をもつとともに、中小業者の経営振興と結んで再生可能エネルギーの利用拡大を自治体施策で一気に促進すること。

③中小企業・中小業者の経営・くらしの実態を京都府・各市町村が把握して、商工業政策に生かすために、全業者の実態調査を行なうこと。

京都市においては、「新・京都産業政策プロジェクトに係る中小企業調査報告書2010年3月」の提言を最大限尊重し小企業・家族経営の底上げめざす中小企業施策を充実させること。

#### 二、危機打開めざし、地域経済振興と経営対策を

##### 1、中小業者の仕事確保・顧客拡大への支援を

(1)基盤技術の担い手である町工場と伝統産業への支援を強めること

①「日本の宝」ものづくり製造業の基盤技術の担い手である町工場を守るために、京都府として固定費支援(家賃・電力代・機器のリース代補助)をさらに拡充して行うこと。休業補償や雇用維持、後継者育成への支援を強めること。

②「京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例」にもとづき府の伝統産業振興予算の大幅な拡充を行うこと。学校教育で伝統産業と産品に触れ学ぶ機会をさらに増やすこと。

緊急対策として「和装品」の全工程調査と「人材バンク」を構築すること。伝統産業に携わる職人確保のため「最低工賃のガイドライン」策定を行うとともに、京都府は伝統産業後継者育成のための助成を大幅に拡充すること。西陣産地の設備・道具類

確保をめざす取り組みをさらに支援すること。

- ③京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例に規定された「京もの指定工芸品」「京もの技術活用品」を京都府においても積極的に活用するとともに、ブランド確立のため海外生産品との差別化を図る施策を行うこと。
- ④京都府として中小企業の技術・技能の継承のための相談窓口を広げ、地域経済振興の「担い手」をつくる「地域産学提携」への支援を強めること。小規模企業振興基本法に基づきベンチャー企業に傾斜している政策を既存の小企業・中小業者が利用しやすいものにする。

京都府として若者の就労・社会的自立に役立つ「インターンシップ」を受け入れた中小業者へ助成制度を創設すること。府と府下自治体は雇用を守るために、「雇用安定助成金」等の制度に自治体として支援をすること。大企業が雇用などの社会的責任を果たすように自治体として要求すること。

(2)まちづくりにも貢献する小売・サービスへの経営支援を強めること。

- ①「まちなか商店リニューアル制度」を創設すること。京都府として大型店の出店を総合的に調整するまちづくり条例・ガイドラインの制定を行うこと。条例・ガイドラインの制定は住民・商業者の意見を十分反映させること。既存の大型店に対して地域貢献を求めるためにもまちづくり条例を活用すること。京都府は商店街振興基本条例を制定し全国的なチェーン店・大手商店にも商店街組合等に参加することを促進し、地域社会に積極的に貢献するよう求めること。駐輪場や公共交通の整備、空き店舗を利用した住民のための施設など、商店街独自の取り組みに対する補助制度を創設・拡充すること。
- ②京都市は京都市中央卸売市場の機能強化のための対策、京都府と市町村はFC加盟店の健全な発展のために必要な施策をとること。「エコ・コンパクトな都市構造を目指した都市計画の見直し」は拙速な決定を止め市民的議論を深めること。四条通の二車線化工事による渋滞を科学的に検証すること。東大路通り 2 車線化を当面中止し、住民・事業者の意見をよく聞き市民的合意を図ること。
- ③風俗営業法の運用に当たっては、法や国会決議、解釈運用基準を守り、クラブやダンス場などの健全な発展を保障すること。早急に風営法の規制対象から「ダンス」を削除すること。

## 2、官公需の改善について

- ①京都府は「仕事とお金を地域に回す」＝地域循環型経済に転換することをめざすこと。京都府、府下市町村において「公契約条例」を制定すること。「公契約条例」の制定と合わせて下請や労働者の適正な作業報酬を保障するよう入札制度を改善すること。「官公需の中小企業への受注機会の確保法」に基づき、分離・分割発注とともに、入札参加資格に「府内中小企業」、「府内・市町村内に本店を有する事業者優先」など地域要件を設け、京都府・市町村の備品発注・公共工事はすべて地元業者を優先すること。府と市町村の官公需での中小企業向け契約実績を大幅に引き上げること。そのために、全庁を上げて発注率を向上させる取り組みを行うこと。
- ②地域経済活性化への波及効果が大きい住宅改修助成制度（景気対策、耐震・防火・バリアフリー、太陽光、エコなどあらゆる目的を含む）を創設すること、小規模修繕契約希望者登録制度等を京都府・市町村で実施すること。

京都府が作成する「耐震改修促進計画」が実効性のあるものになるよう、耐震診断助成を大幅に拡充すること。耐震工事費用の補助を行う制度を創設すること。学校の

耐震化工事をはじめ、公共施設の耐震化・再生エネルギー利用などを促進する施策を充実すること。

- ③京都府は 1573 億円もの生産減少を京都府にもたらすと試算され、地元企業への優先発注や制度融資にも大きな影響を与える TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）について、政府が TPP に参加しないよう反対すること。
- ④京都市における「屋外広告物条例」について、自営業者の営業に影響を与えるような運用は直ちに中止し、まちづくり、景観について市民的な合意を形成するような施策を行なうこと。

### 3、中小業者と地域経済に貢献する金融制度を

- ①金融受付窓口を京都府に復活し、京都府が行政として責任をもつ制度融資のシステムを再構築すること。京都府として金融機関救済ではなく、中小企業・業者の経営改善に役立つ借換融資制度を拡充（据置期間の拡大など）すること。
- ②金融機関の地域経済への貢献業務を明確にし、中小企業金融の円滑化を明確にした条例を制定すること。
- ③業況の厳しい業者ほど負担が増える信用保証料の段階性、部分保証導入、ノンバンク融資拡大を取りやめること。京都信用保証協会は自己破産・民事再生後の「再チャレンジ」事業への保証を事実上「門前払い」することを止めること。
- ④京都市をはじめ市町村において利子・保証料補給制度を創設・拡充し、中小企業・業者が制度融資を利用しやすいようにすること。
- ⑤金融機関・㈱日本政策金融公庫・信用保証協会は相談者の立場に立ち、どうすれば融資可能となるかを具体的に助言し、コンサルタントとしての機能を果たすこと。金融機関は円滑化法終了後もその趣旨を遵守し、住民からの「住宅ローン金利引下げ」要求にできるだけ応じること、謝絶する場合は相談者に納得のいく説明を行うこと。中小業者への融資審査に当たっては、税金完納を要件としない措置をとること。
- ⑥京都府と市町村は保証協会への出捐金などを増額し、信用保証協会の財政基盤の安定をはかること。
- ⑦中小企業再生支援協議会について、従業員 10 人以下の中小業者の活用がすすむよう拡充すること。

### 4、公正な取引ルールの確立と業種・問題別対策を

- ①京都府、府下自治体において中小工事への大手の参入を規制する「条件付き」一般競争入札の普及を図ること。  
地元業者を締め出し、公共施設の企画・建設・管理・運営までを巨大企業が独占する PFI 事業を京都府で行わないこと。公共性確保の観点から京都府・市町村の監督責任を明確にすること。
- ②「食の安全」を確保する立場から、学校給食や福祉施設・病院へ地元農産物を地元業者から購入して利用すること。公共施設建設での府内産木材の活用拡大など、府内資源の積極的活用をはかること。
- ③業界ごとに、学識者、それぞれの製造業者や加工業者、原材料販売業者などの関係者による「振興会議」（仮称）を設置し、それをもとに施策を実行し、伝統産業、観光産業の再生・振興をはかること。

## 三、消費税増税を許さず、税金・社会保障対策を

### 1、税制・税務行政に関する要求

- ①最悪の大衆課税・消費税は廃止すること。京都府と府下市町村は「格差と貧困」をひろげる消費税増税に対して反対を表明すること。国民監視を強め、中小業者の営業を破壊するマイナンバー制度実施を延期し、廃止すること。
- ②京都府と府下市町村は「生活費非課税」の原則を地方税にも貫くこと。
- ③京都府・府下市町村・京都地方税機構の税金滞納処理については、国税徴収法等の諸法規と「納税猶予等の取扱要領」を厳守すること。納税者の生存権的財産の処分を厳格に禁止すること。行政による人権侵害が起きないように徹底すること。
- ④京都地方税機構は課税一元化を行なわないこと。「徴収あって行政なし」取立てのみを行う京都地方税機構は廃止すること。
- ⑤中小企業団体への法人市民税軽減措置を復活させること
- ⑥京都府と府下市町村は「家族従業者への差別法規」である所得税法第 56 条の廃止を国に求めること。
- ⑦京都市は非婚ひとり親家庭の経済支援として寡婦控除のみなし適用を実施すること。

## 2、いのちと健康をまもる社会保障の充実を

- ①憲法 25 条にもとづき「国民皆保険制度」を守り、国民に医療を受ける権利を保障すること。京都府・市町村は「無保険者」の人数と、国保料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め制裁行政はやめること、  
「無保険者」をなくし全ての加入者に正規の保険証を交付すること。特に京都府においては市町村に国保料未納者への制裁措置を迫る通達を撤回すること、国・府がすすめる「国保の一元化」は中止すること。
- ②高すぎて払いきれない国保料（税）を引き下げること。京都府と各市町村は国庫補助金を総医療費の 45%に戻すように国に求めること。緊急措置として府は市町村国保への補助金を復活させること。市町村は一般財政からの繰り入れを増やすこと。
- ③窓口負担の無料化をめざし、その第一歩として高齢者と子どもの医療費を無料化すること。京都府・各市町村は国保加入者に対する傷病手当、出産手当を強制給付とすること。
- ④京都府として、後期高齢者医療制度は直ちに廃止するよう国に求めること。
- ⑤国保組合への補助金削減を撤回し、補助金を増額すること。
- ⑥生活福祉資金は「世帯の更正（自立）を図る」趣旨を生かし、営業と生活が密着・不可分な中小業者の経営（生業）を成り立たせるため制度を改善し、的確かつ迅速な貸付がされるようにすること。
- ⑦生活保護制度を拡充すること。生活保護受給者への制裁行政は直ちに中止すること。

## 四、憲法改悪反対、平和・中立・民主の京都を

- ①京都府は、住民の安全・安心を脅かし観光業など丹後経済にも大きな影響を与える京丹後市の米軍新基地撤回を国に迫ること。
- ②京都府議会での「従軍慰安婦問題の早期解決を求める意見書」採択を受け、従軍慰安婦問題の早期解決を国に求めること。
- ③京都府・京都市はいつでも、どこでも、どんな戦争でも海外で武力行使を可能とする違憲の「戦争立法」に反対すること。

■国や自治体等に対する中小業者の要求は、全商連第 51 回定期総会方針（案）と同じく「私たちの要求」（案）を基本とします。「私たちの要求（京都版）」（案）は、京都府と府下各市町村に対する中小業者の要求をまとめたものと位置づけています。